

○財務省告示第四十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年一月二十四日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 安住 淳

平成二十四年二月九日

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（五年）（第二百二 回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項、平成二 十三年度における公債の発行の 特例に関する法律（平成二十三 年法律第六号）第二条第一項 及び東日本大震災からの復興の ための施策を実施するため必 要な財源の確保に関する特別措 置法（平成二十三年法律第二十 七号）第六十九条第一項並びに 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項及び第四十七条 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で		

五

争入札	非格競	者・第I	特別参加	国債市場	札発行	非競争入	イ	ハ	ロ	イ	方募	入法入	決定の
-----	-----	------	------	------	-----	------	---	---	---	---	----	-----	-----

あつて、価格競争入札において、定められた利率をその利率とし、価格競争入札において、価格を受け入れた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し、得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「競争入札」という。）と、競争入札と同時に行われる入札であつて、特別参加者ごとに応募限度額を定め、特別参加者による発行（以下「市場特別参加者・第II非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定を、その後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定め、市場特別参加者・第II非価格競争入札発行（と）という。）

各申込みのうち、応募価格の高いものからその応募額を順次割り、当てる。応募額を案分により、各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額の範囲内において、各申込みの応募額を割り当てる。

八

最低額面金

五万円

二

円 三千二百四十八万

八

円 二千九十二億四千六百四

口

円 二十九億二千四百

イ

七兆三千七百三十二億四千四百

七

払込金

で三十二億二千四百円

二

た利付国債に規定に基づき発行した金額

八

百九十六億円、額面金額で二千

札発行

の規定に基づき発行した利付

九 振 額 替 単 位

十 十 一 発 行 行 日

入 価 競 争 格

札 競 争 入

国 債 市 場

特 別 参 加

者 第 一 級

非 競 争 入

争 入 札

行 及 び 特 国

債 市 場 特 国

別 参 加 者 非

・ 第 Ⅱ 級 非

入 札 競 争 行

価 格 競 争 行

利 過 払 込 子

十 十 三 二

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
額の整数倍の金額によるものと
す。平成二十四年一月二十四日

十 額 格 十 額 平
四 面 金 四 面 成
銭 金 以上 二
額 額 百 十
百 円 の 四
円 につ 年
に づき 一
つ 九 月
き 十 二
九 四
十 日
九
円
八

(一) 年 ○ 募 入 三
は、払 込 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は、式 によ り 算 出 し た 金 額 を 次 の 算
式 によ り 規 定 す る 期 日 に 払 い 込

む も の と す る 期 日 に 払 い 込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3 \times 35}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子

十九
 十八
 十七
 十六
 十五
 入札参加
 払場所
 元利支
 償還金額
 償還期限
 後第二期
 の利息以

十四
 初期利子

財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行
 額百円につき百円日
 平成二十八年十二月十日
 平利子を払う。
 利息をその日以前六月間に属す
 いて、その日以前六月間に属す
 日を支払日とし、各支払期にお
 毎年六月二十日及び十二月二十

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

規定する期日について同じ。
 下、次の号及び第十六号において
 は、その翌営業日に支払うとき
 期が銀行休業日に当たるとき
 た金額を支払う。ただし、支払
 期と、次の算式により算出し
 平成二十四年六月二十日を
 控除することができる。
 所得税の税率を乗じた金額を
 は、外国法人が適用を受ける所
 出した金額に該非居住者又
 には、前記(一)の算式による算
 住者又は外国人居合
 時に、おいて、取得する者が非居
 額(た、分の二十を乗じた、該
 金額に百分の二十を乗じた、該
 金額より計算し、前記(一)の算
 のに、ついで、は、前記(一)の算
 の座に記載又は記録されるもの
 るものとし、て、振替口座簿の中
 に係る所得税が源泉徴収され

二十

者

込
期
日

平成
二十四
年一
月二
十四
日